

日本語版注：“persons of concern”という用語は、時として「関心対象者」と訳されることもあるが、定訳はない。一方、「援助対象者」とは UNHCR 東京事務所の一般的広報資料で今まで用いられてきた訳語であり、今回もそのように用語を統一した。

UNHCR の基準による「援助対象者」 の概念（仮訳、原文英語）

はじめに

1. この文書は、国際保護が必要な者に関して一般的に使われる用語について情報を提供するものである。特に、「マンデート難民」(mandate refugees) や「援助対象者」(persons of concern) という言葉の用法とともに、これらの範疇に入る者の保護の必要性を説明するものである。国際連合難民高等弁務官事務所（以下 UNHCR）の任務という観点からは、「援助対象者」は「難民の地位に関する 1951 年の条約」（以下「1951 年条約」）上の難民としての定義を満たす者と、紛争や甚大な人権侵害、あるいは公の秩序を著しく乱す事件から逃れてきて、庇護国からの補完的な形態の保護を必要とする者を含んでいる。また、庇護希望者も潜在的な難民であるため、地位が最終的に決定されるまでの間は援助対象者に含まれる。

UNHCR の任務

2. UNHCR がその任務遂行を通じて国際保護を提供するという権限は、「UNHCR 事務所規程」に定められている。国際連合（以下国連）総会の参加国に対する事務所規程の権限は、1950 年 12 月 14 日の国連総会 428(V) 号決議に由来する。この決議は事務所規程を採択し、添付したものであり、高等弁務官がその職務を遂行するにあたって各国政府の協力を呼びかけたものである。

UNHCR の援助対象者

3. UNHCR 事務所規程とその後の国連総会決議は UNHCR の権限の法的根拠を形成している。「援助対象者」という表現が適用され得る者に対する (*ratio persone*) UNHCR の権限は次のカテゴリーにまで及ぶ：
 - i) マンデート難民：
 - a. UNHCR 事務所規程の第 6 条に規定されている UNHCR の中心的な任務（マンデート）の下にあり、すなわち 1951 年条約の第 1 条 A (2) の定義をも満たす者(中心的マンデート難民 / core mandate refugees) ;

- b. 紛争や無差別な暴力、あるいは甚大な人権侵害や公の秩序を著しく乱す事件から逃れている者（拡大マンデート難民 / extended mandate refugees）；
- ii) 庇護希望者¹；
- iii) 無国籍者²；
- iv) 帰還民³。

以上のカテゴリー以外でも、ある条件下では UNHCR は次のカテゴリーの者に対して保護や人道支援を与える。

- v) 国内避難民（国連事務総長や国連機関から具体的な要請があった場合）；
- vi) 国連総会決議によって特別に UNHCR の権限の下に置かれた者。

4. UNHCR 事務所規程の第 6 条には、UNHCR の権限下にある者の定義が定められている。この定義は、1951 年条約に規定された基準とほぼ同様のものである。これらの定義を満たす者は、UNHCR の中心的な任務(**core mandate**)の下にあり、1951 年条約の締約国に滞在しているかどうか、その国によって正式に難民として認定されたかどうか、条約難民としての法的地位を与えられたかに関わりなく、UNHCR による保護を受ける資格がある。⁴

5. 以上に加えて、1951 年条約に規定されたいずれかの理由による迫害の恐怖のためというよりは、紛争、武力衝突や治安紊乱の無差別な被害を逃れており、1951 年条約の定義は満たさないが、国際保護を必要とする者もいる。

6. 難民に関する概念は、国連総会決議や国家及び機関の慣行によって発展してきたが、前 3 項 i) a. ならびに i) b. で説明されたカテゴリーは、両者ともこの概念に含まれる。これは、両者とも出身国との断絶によって国際保護を必要とする者であるからである。このような発展を考慮し、UNHCR の拡大された任務 (**extended mandate**)の上では、難民の定義は制限的でなく包括的な意味を持っている。これは、国際保護を必要とする者すべてに与えるという根本的な目標にのっとったものである。

¹ 庇護希望者は潜在的な難民であるため、地位が決定されるまで UNHCR 任務の下に置かれる。

² 国連総会決議 3274 (XXIX) 号 (1974 年 12 月 10 日)、31/36 号 (1976 年 11 月 30 日)、および 50/152 号 (1996 年 2 月 9 日) の 14, 15 ページ参照。

³ 国連難民高等弁務官行動計画執行委員会結論 「難民の国際保護に関する結論」 18 (XXXI) 号 (h) 項と (j) 項、結論 40 (XXXVI) 号 (k) 項と (l) 項参照。

⁴ 1951 年条約第 1 条 A (2) の該当条件の多様な解釈によって、庇護国によってある種の難民に与えられる地位が異なる例が出ている。例えば、政府当局以外の者による迫害、紛争地域で起きる迫害、ジェンダーを理由とする迫害などは 1951 年条約の定義の範囲に入らないとし、補完的な形態の保護を与える国がある。しかし、UNHCR の見解ではこのようなカテゴリーも 1951 年条約の対象となるべきである。

7. 1951年条約は、紛争を逃れる民間人の問題について特段言及していない。しかし、アフリカ統一機構（OAU）条約やラテンアメリカにおけるカルタヘナ宣言などの地域レベルの文書は、前項のような考え方を支持するものである。⁵
8. その他の地域では、人権法や人道的配慮に基づいて、当該の国際保護の必要性に応じるための実際的な方法として補完的な保護が用いられてきた。⁶多くの国は代替的な保護を提供するという策をとっている。その代替的な保護の範囲と内容は多様である。代替的な保護を与えることで、その国家は1951年条約の定義を満たさない者に対しても国際保護の必要が存在すると認識している。それと同時に、各国間でそのような代替的な形態の保護の本質や内容についての合意が必要だという意識の高まりがある。⁷

以上
2004年9月29日 UNHCR 東京

⁵ アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約(1966年9月10日)条項1(2)、難民に関するカルタヘナ宣言(1984年9月19-22日)条項III(3) 参照。

⁶ 国連難民高等弁務官行動計画執行委員会常設委員会「保護の補完的な形態：その本質と難民の国際保護体制との関係」EX/50/SC/CRP(2000年6月9日)、および難民保護に関する世界会議、「保護の補完的な形態」EX/GC/01/18(2001年9月4日)参照。

⁷ 欧州連合では現在難民の定義や補完的な形態の保護を必要とする者の理解の調和が協議されている。「難民及び国際保護を必要とする外国人と無国籍者の資格付与と地位及び保護の内容に関する最低基準に欧州連合理事会指令書」(Council Directive 2004/83/EC 2004年4月29日)参照。